

一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会定款施行細則
(一部抜粋)

第3章 日本エンドトキシン・自然免疫研究会奨励賞

第13条 本賞は「日本エンドトキシン・自然免疫研究会 最優秀賞」および「日本エンドトキシン・自然免疫研究会 優秀賞」と称する。

第14条 本賞は、日本エンドトキシン・自然免疫研究会（以下、本研究会）の賞とし、エンドトキシン・自然免疫研究に関する学術、及び技術の進歩について貢献をしたと認められる本研究会会員に授与するものとする。なお、「優秀賞」の他に、「優秀演題賞」を授与することができる。

第15条 本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。

第16条 本賞は、本研究会において、理事長より授与されるものとする。受賞者は研究会での発表を原則とし、また表彰された研究内容を受賞者本人がとりまとめて本研究会刊行物に執筆するものとする。

第17条 本賞は、下記の要領により、原則として若干名選考される。

- (1) 「最優秀賞」の対象となる者は、研究会開催年の10月1日時点で50歳未満であり本研究会の会員歴が3年以上あること、または博士号取得後20年以内であること。「優秀賞」の対象となる者は、同じく40歳未満であること、または博士号取得後10年以内であることを原則とする。またライフイベント（出産、育児、介護など）による研究期間の延長は考慮する。
- (2) 「日本エンドトキシン・自然免疫研究会 最優秀賞」の受賞は、エンドトキシン・自然免疫研究に関する受賞候補者の学術業績の評価によるものとする。本研究会会員1名の推薦（他薦）または本人の申請（自薦）による。受賞候補推薦書は別に定める。なお、この申請書の提出期限は当該年度の8月31日（必着）とする。受賞者は候補推薦書をもとに選考委員会において選考し、定時社員総会の承認を得て決定される
- (3) 「日本エンドトキシン・自然免疫研究会 最優秀賞」の選考委員会の委員長の任には、理事長が当たるものとする。選考委員は理事長、その年度の当番世話人、および理事長、当番世話人がそれぞれ代議員の中から選出した各1名以上

の委員の計4名以上によって構成される。ただし推薦された受賞候補者と直接的に利害関係者となる者は選考委員にならないものとする。

- (4) 「日本エンドトキシン・自然免疫研究会 優秀賞」受賞は、当該年度の受賞候補者の研究会での研究発表に対する評価によるものとする。演題申込時に対象者は「優秀賞」に応募し、応募演題の5題に1題程度の割合で選出する。選考委員および選考方法は、原則、当番世話人に一任されるが、選考委員と優秀賞セッション参加者による投票を総合して評価する。さらに、「優秀賞」以外の優れた演題に対して「優秀演題賞」を授与することができる。

第18条 本賞に関する事務局は、日本エンドトキシン・自然免疫研究会事務局とする。

第19条 本賞の募集、選考などに関する内規は別に定める。

附 則

1. 本法人は、平成6年11月5日に創立された日本エンドトキシン研究会が、平成22年10月17日に一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会として設立登記をして、法人格を取得したものである。
2. 本施行細則は、理事会及び社員総会の承認を得て、平成22年11月12日に施行された。

第二版：平成24年10月23日改訂

第三版：平成25年12月7日改訂

第四版：平成27年12月6日改訂

第五版：平成29年12月1日改訂

第六版：令和3年10月15日改定

第七版：令和4年11月25日改定